府令・省令

日号外ページ

○内閣府、財務省、経済産業省
六　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令　一九　243　二三

○内閣府、厚生労働省
六　労働金庫法施行規則の一部を改正する命令　一九　243　二三
七　独立行政法人国立健康・栄養研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令　二六　247　七
七　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令　一九　243　二四
八　独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令　二六　247　七

省令

○総務省
九八　小売物価統計調査規則の一部を改正する省令　五　一
九九　独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令　二六　247　八
一〇〇　独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令　二六　247　九
一〇一　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令の一部を改正する省令　二六　247　九
一〇二　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令　二六　247　一〇
一〇三　社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令　三〇　250　二

○総務省、財務省
三　独立行政法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令　二六　247　一〇

○総務省、文部科学省
一　独立行政法人宇宙航空研究開発機構の会計の原則及び短期借入金の認可の申請手続等に関する省令及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構に関する省令の一部を改正する省令　二六　247　一一

○法務省
三六　登記事務委任規則の一部を改正する省令　一九　一
三七　会社計算規則及び電子公告に関する登記事項を定める省令の一部を改正する省令　二五　三
三八　総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令　二六　247　一二
三九　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令　三〇　二
四〇　戸籍法施行規則の一部を改正する省令　三〇　250　二

○外務省
一〇　外務職員の研修に関する省令の一部を改正する省令　一　二
一一　独立行政法人国際交流基金に関する省令の一部を改正する省令　二六　247　一四

○外務省、財務省
一　独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令　二六　247　一四

○財務省
五四　物品管理法施行規則の一部を改正する省令　一二　二
五五　独立行政法人酒類総合研究所に関する省令の一部を改正する省令　二六　247　一四
五六　独立行政法人造幣局に関する省令の一部を改正する省令　二六　247　一五
五七　独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令　二六　247　一五
五八　独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令の一部を改正する省令　二六　247　一五
五九　社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令　三〇　250　五

○財務省、農林水産省
一　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る財務及び会計に関する省令及び独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令　二六　247　一六
三　独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令　二六　247　一九

○財務省、国土交通省
六　独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令　二六　247　一九
七　独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令及び独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令　二六　247　二一

○文部科学省
二〇　大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令　一〇　二
二一　独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令　二六　247　二一
二二　社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令　三〇　250　六

○文部科学省、経済産業省
二　独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令　二六　247　三〇

○厚生労働省
一七　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関を指定する省令の一部を改正する省令　九　一